

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1 大綱の概要

- I 国民健康保険税の課税限度額を104万円（現行：102万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を29万円（現行：28.5万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を53.5万円（現行：52万円）に引き上げる。

2 制度の内容

【現行】

保険税額

【現行】課税限度額 102万円

基礎課税額：65万円
後期高齢者支援金等課税額：20万円
介護納付金課税額：17万円

応能分（約50%）

応益分（約50%）

所得額

【現行】軽減判定所得

7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)
5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋28.5万円×(被保険者数＊)
2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋52万円×(被保険者数＊)

＊被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

【改正後】

保険税額

I 課税限度額の見直し

【改正後】課税限度額 104万円

基礎課税額：65万円
後期高齢者支援金等課税額：22万円
介護納付金課税額：17万円

中間所得層の被保険者の負担に配慮した
国民健康保険税の見直しが可能となる。

II 経済動向等を踏まえ、 軽減判定所得を見直し

【改正後】軽減判定所得

7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)
5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋29万円×(被保険者数＊)
2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋53.5万円×(被保険者数＊)